

東区三苦子どもプラザ、東区東浜子どもプラザ、博多区山王子どもプラザ、博多区博多南子どもプラザ、
早良区次郎丸中子どもプラザ、西区徳永子どもプラザの運営に係る提案競技に関する質問と回答について

令和8年7月17日時点

No.	プラザ名	資料該当箇所		質問内容	回答
1	早良区 次郎丸中	業務委託 内容	9 職員等の配置	子育て支援コンシェルジュの配置は必須でしょうか。	配置の要否は、毎年度の予算編成で検討のうえ3月の議会での議決を経て決定することになりますが、第6次福岡市子ども総合計画においては、今後、順次子育て支援コンシェルジュを子どもプラザへ配置していく方針としています。応募にあたっては、配置を前提とした企画提案をしてください。配置時期については、別途市と協議のうえ決定していくこととなります。
2	早良区 次郎丸中	業務委託 内容	9 職員等の配置	子育て支援コンシェルジュ配置について、人材確保の困難さや部屋の広さを考慮すると2名は不要ではないでしょうか。	早良区次郎丸中子どもプラザにおける子育て支援コンシェルジュの配置は1名以上としております。（業務委託内容P.4参照） なお、子育て支援コンシェルジュは、子どもプラザ内での相談業務を柱としながら、関係機関と連携し、子育て家庭が多く集う場（公民館等）への出張相談なども行っており、2名配置の場合は、うち1名は子どもプラザ内の配置、1名は出張相談などの地域連携業務に従事するなど、基本的には役割分担のうえ業務を実施することを想定しております。1名配置の場合は、子どもプラザ内での相談を主としながら、業務に必要な範囲で地域連携業務を行うことを想定しております。 最近の人材確保の困難さについては承知しておりますが、配置時期については、別途市と協議のうえ決定していくこととなります。

3	早良区 次郎丸中	業務委託 内容	7 子どもプラザの 運営に関する業務 8 子育て支援コ ンシェルジュに関 する業務	子どもプラザスタッフと子育て 支援コンシェルジュの業務内容の 違いは何でしょうか。	子どもプラザスタッフは、主に、乳幼児親子等がいつでも気軽に利用できる遊び場を提供し、親子同士の交流を促進するほか、子育てに関する情報提供や講座の企画、専門相談等の企画・実施等を行います。 子育て支援コンシェルジュは、利用者支援の専門相談員であり、主に、利用者の個別ニーズに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等による教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用を支援するほか、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり等を行います。 (業務委託内容P.2～3参照)
4	早良区 次郎丸中	募集要領	3 業務概要 (4)委託料 (提案限度価格)	提案限度価格の積算内訳をお示 しいただきたいです。	提案限度価格は、本業務の内容及び実施に必要な経費を踏まえ、適切に積算した上で設定しておりますが、積算内訳については、公平性の確保及び競争上の観点からお示しすることはできません。
5	早良区 次郎丸中	業務委託 内容	9 職員等の配置	子どもプラザスタッフ2名のう ち1名を子育て支援コンシェル ジュが兼任し、配置をプラザス タッフ1名とコンシェルジュ1名 の合計2名としても良いでしょ うか。	早良区次郎丸中子どもプラザにおいては、開館時間帯を通して、子どもプラザスタッフ2名以上とは別に、子育て支援コンシェルジュ1名以上の配置が必要です。 なお、それぞれの資格要件を満たす1名の職員が、ある日時では子どもプラザスタッフとして、また別の日時では子育て支援コンシェルジュとして配置されることは差し支えありません。 【例】子どもプラザスタッフ(A,B)と子育て支援コンシェルジュ(C)の配置について、ある職員が午前中は(A)に配置され午後は(C)として配置されるなど。

6	早良区 次郎丸中	業務委託 内容	9 職員等の配置	週2日、1日あたり3時間など、 曜日・時間帯を限定して子育て支 援コンシェルジュを配置しても問 題ないでしょうか。	開館時間帯を通して配置いただく必要があるため、子育て支援 コンシェルジュの配置を開館時間のうちの一部に限定することは できません。 なお、配置されたコンシェルジュ1名が、本業務に必要な地域 連携等のため、午前中は公民館などプラザ外で活動し、午後は子 どもプラザ内で相談対応を行うなどは、差し支えありません。
7	早良区 次郎丸中	業務委託 内容	9 職員等の配置	事前に利用者へ周知しておけ ば、子育て支援コンシェルジュが 休憩時間に一時的に不在となっ ても問題ないでしょうか。	子育て支援コンシェルジュは、原則、子どもプラザの開館時間 帯の最初から最後までを通じて常に配置が必要です。そのため、 子育て支援コンシェルジュの休憩時間帯には、別の子育て支援コ ンシェルジュの配置が必要となります。 一時的に不在となっても差し支えないのは、業務委託内容9＜ 子育て支援コンシェルジュ＞(3)に記載の場合のみになります。
8	共通	募集要領	3 業務概要 (4)委託料 (提案限度価格)	パソコンは福岡市の備品として 準備いただけるのでしょうか。	委託料(提案限度価格)にはパソコンの準備費用を含んでいま すので、原則、事業者によりご準備ください。(募集要領P.2 参照) ただし、入退室管理に係るものは、市から提供します。 (業務委託内容P.4 参照)

9	共通	募集要領	3 業務概要 (3)履行期間	「当該業務の履行状況が良好であった場合に限り、次年度も随意契約の相手方とする場合がある。」とありますが、「履行状況が良好」とは、何をもとに判断されるのでしょうか。	仕様書に基づく業務の履行状況により判断します。
10	共通	募集要領	8 応募手続き等 (3)提出書類	提案協議参加申込書（様式 1-2）の提出期間は 6 月 22 日～7 月 22 日、また応募書類（イ～セ）の受付期間は 7 月 22 日～8 月 5 日とされていますが、公募申込書（様式 2-1）についても、他の応募書類（イ～セ）と同様に 7 月 22 日～8 月 5 日の提出で問題ないでしょうか。	問題ありません。
11	共通	募集要領	8 応募手続き等 (3)提出書類	複数の子どもプラザに応募する場合、公募申込書（様式 2-1）は応募するプラザごとに作成・提出する必要がありますか。1 枚の公募申込書に複数のプラザ名を併記する形で提出してもよろしいでしょうか。	複数の子どもプラザに応募する場合、公募申込書（様式 2-1）は、応募するプラザごとに作成・提出してください。

12	共通	募集要領	8 応募手続き等 (3)提出書類	複数の子どもプラザに応募する場合、企画提案書（様式 2-4）は応募するプラザごとにそれぞれ必要になるという認識であります。例えば 2 つの子どもプラザに応募する場合、1 つ目のプラザ分で 11 部、2 つ目のプラザ分で 11 部、合計 22 部が必要という理解で問題ないでしょうか。	問題ありません。
13	共通	業務委託内容	2 公募を行う子どもプラザの名称、設置場所、休館日、所管	各子どもプラザの年間開館日数を維持すれば、休館日の変更は可能でしょうか。	休館日は固定の曜日とし、各所で利用者への広報周知を行いますので、基本的には休館日の変更はできません。
14	共通	業務委託内容	4 開館時間	各子どもプラザの開館時間（6 時間）を維持すれば、開館時間帯の変更は可能でしょうか（午前 10 時より早い時間に開館する、午後 4 時よりも遅い時間に閉館する等）。	開館時間は固定の時間帯とし、各所で利用者への広報周知を行いますので、基本的には開館時間の変更はできません。
15	共通	業務委託内容	2 公募を行う子どもプラザの名称、設置場所、休館日、所管	今回公募している 6 プラザ以外の子どもプラザについても、今後公募されることはあるのでしょうか。	現在の事業者との契約期間の満了等に応じて、今後も公募を実施する予定です。（南区ひばる・早良区西南子どもプラザを除く）。

16	共通	業務委託 内容	7 子どもプラザの 運営に関する業務	現在子どもプラザに求められている事業を遵守しつつ、プレママ・プレパパなどの産前交流や、中学生、高校生、養成校の学生さんに足を運んでもらい、子どもプラザを知ってもらうなどの取り組みを行うことは可能でしょうか。	子どもプラザの事業趣旨に沿う取り組みであれば、実施いただくことは可能です。なお、実施に当たっては、事前に市と協議してください。
17	共通	業務委託 内容	16 その他	商業施設や学校内の子どもプラザについては、市とのやり取りのほかに施設とのやり取りも必要になるといった認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、具体的な対応について判断に迷う場合や、施設との調整に当たって協議が必要な事項が生じた場合は、市に相談のうえ対応してください。
18	共通	業務委託 内容	16 その他	他の市町村での同種・類似事業の委託先の公募に際してはよく「既に勤務している職員等で、委託先変更後も引き続き勤務を希望する者については、継続雇用に努めること」「継続雇用する者の賃金等の雇用条件については、現状と同等以上になるよう配慮すること」という旨の条件が課されることを目にしますが、本件公募についても、①継続雇用②雇用条件の配慮は必要となる見込みでしょうか。	本公募においては、現在従事している職員等の継続雇用や、継続雇用する者の賃金等の雇用条件について、特段の条件は設けておりません。現在従事している職員等の取扱いについては、必要に応じて前事業者と協議・調整を行ってください。また、事業運営に必要な人員の確保については、受託者の責任において適切に行ってください。

19	共通	募集要領	8 応募手続き等 (3)提出書類	複数の子どもプラザの提案競技に申込み場合、①提案競技参加申込書（様式 1-2）②公募申込書（様式 2-1）③団体概要書（様式 2-3）④委任状（様式 3-1）⑤誓約書（様式 3-2）⑥役員名簿（様式 3-3）は、それぞれに準備・提出が必要です。 ※「企画提案書」はそれぞれに必要であるものとは認識しています。	①提案競技参加申込書（様式 1-2）については、複数の子どもプラザ名を併記したうえで、メールでご提出いただければ問題ありません。②公募申込書（様式 2-1）③団体概要書（様式 2-3）④委任状（様式 3-1）、⑤誓約書（様式 3-2）、⑥役員名簿（様式 3-3）については、各プラザごとに準備し、書面で提出してください。なお、書類確認に約 1 時間程度を要するため、あらかじめ電話で日時を予約のうえ事務局に持参してください。
20	共通	業務委託内容	7 子どもプラザの運営に関する業務	業務内容のひとつとして「子育て情報紙を月に 1 回以上発行すること」が挙げられていますが、発行後の広報の方法（プラザ内で配布のほか）について指定や指示があればお示しください。	子育て情報紙発行後の広報方法については、特段の指定はありません。プラザ内での配布のほか、利用者への効果的な情報発信となるよう、事業者において適切な方法を検討し、実施してください。
21	共通	業務委託内容	7 子どもプラザの運営に関する業務	「子育て情報の提供にあたり、ホームページや SNS 等を併用すること。」とありますが、現在使用されているホームページや Instagram 等のプラットフォームをそのまま引き継ぐことは可能でしょうか。	各子どもプラザのホームページや Instagram については、運営事業者が運営・管理しています。そのため、使用継続の可否については、前事業者との引継ぎの際に協議・調整してください。

22	共通	業務委託 内容	7 子どもプラザの 運営に関する業務	(8) 福岡市社会福祉協議会と 連携した地域支援について、地域 との連携を継続的に持たせる取組 の実施事例をお示ください。	現在の取組としては、福岡市社会福祉協議会の地域共生推進員 が各子どもプラザを訪問し、相互に情報共有等を行っております。
23	博多区 博多南	業務委託 内容	9 職員等の配置	子育て支援コンシェルジュ1名 を配置することになっていますが、 昼の休憩等で一時不在になっ ても構わないでしょうか。	質問 No. 7 の回答を参照してください。
24	博多区 博多南	業務委託 内容	8 子育て支援コ ンシェルジュに関 する業務	子育て支援コンシェルジュ1名 配置の場合も、積極的に地域連携 に出た方が良いでしょう。そ れとも、極力子どもプラザ内にコ ンシェルジュが不在とならないよ うにした方が良いでしょう。	コンシェルジュ1名配置の場合は、子どもプラザ内での相談を 主としながら、業務に必要な範囲で地域連携業務を行うことを想 定しております。地域連携業務の内容については、必要に応じて 市と協議を行ってください。

25	早良区 次郎丸中	業務委託 内容	2 公募を行う子どもプラザの名称、設置場所、休館日、所管	早良区次郎丸中子どもプラザの子育て支援コンシェルジュについては、「今後配置予定」とされていますが、大まかな配置時期は決まっていますでしょうか。	現時点では配置時期については未定です。契約後、別途市と協議のうえ決定していくこととなります。
26	早良区 次郎丸中 ・ 西区徳永	募集要領	3 業務概要 (4)委託料 (提案限度価格)	福岡市子どもプラザ事業、福岡市子育て支援コンシェルジュ事業の運営にかかる事業者負担となる経費項目について、令和7年度の実績をご教示いただけますでしょうか。	事業者負担となる経費については、募集要領「3 業務概要 (4)委託料」の記載内容をご参照ください。なお、令和7年度の実績については公表しておりません。
27	西区徳永	業務委託 内容	9 職員等の配置	①西区徳永子どもプラザについては、開館時間を通して子育て支援コンシェルジュ2名以上の配置が原則 ②研修や地域連携業務などで一時的に2名のうち1名が不在になったとしても、最低1名は開館時間を通して配置される必要がある 上記の理解で間違いありませんでしょうか。	①西区徳永子どもプラザにおいては、コンシェルジュ2名以上の配置が必要です。なお、うち1名は子どもプラザ内の配置、1名は出張相談などの地域連携業務に従事するなど、基本的には役割分担のうえ業務を実施することを想定しております。そのため、原則、子どもプラザ内に開館時間帯を通して配置が必要なのは、「1名以上」となります。 ②市・又は区が義務付ける研修・会議への参加や地域連携など、業務上の必要がある場合は、子育て支援コンシェルジュが2名とも子どもプラザ内に一時的に不在となっても差し支えありません。不在時の対応については、業務委託内容9<子育て支援コンシェルジュ>(3)に記載の内容を参照してください。